

奈良県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、令和四年七月二十九日県営土地改良事業（県営ほ場整備事業百済川向地区）において、次の土地は、これを従前の土地とする換地を非農用地区域内に定めるべき土地として指定した。

令和四年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

| | |
|------------|---------|
| 市町村 | 北葛城郡広陵町 |
| 大字 | 百済 |
| 地番 | 二〇一 |
| 地目 | 田 |
| 用途 | 田 |
| 地積（平方メートル） | 一、二五八 |